



# 熊本県公報

第12466号  
平成27年10月30日(金)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 告 示

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定	(障がい者支援課)	2
○鳥獣保護区の期間更新	(自然保護課)	2
○鳥獣保護区の期間更新	( 〃 )	2
○鳥獣保護区の期間更新	( 〃 )	3
○鳥獣保護区の期間更新	( 〃 )	3
○鳥獣保護区の期間更新	( 〃 )	3
○鳥獣保護区の期間更新	( 〃 )	4
○鳥獣保護区の期間更新	( 〃 )	4
○鳥獣保護区の期間更新	( 〃 )	5
○鳥獣保護区の期間更新	( 〃 )	5
○鳥獣保護区特別保護地区の指定	( 〃 )	5
○鳥獣保護区特別保護地区の指定	( 〃 )	6
○休猟区の指定	( 〃 )	6
○休猟区の指定	( 〃 )	6
○休猟区の指定	( 〃 )	6
○休猟区の指定	( 〃 )	7
○休猟区の指定	( 〃 )	7
○休猟区の指定	( 〃 )	7
○休猟区の指定	( 〃 )	7
○休猟区の指定	( 〃 )	8
○休猟区の指定	( 〃 )	8
○特定猟具使用禁止区域の指定	( 〃 )	8
○特定猟具使用禁止区域の指定	( 〃 )	8
○特定猟具使用禁止区域の指定	( 〃 )	9
○指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者支援課)	9
○指定介護予防サービス事業者の指定	( 〃 )	9
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課)	9
○保安林の指定の解除	( 〃 )	10
○熊本県准看護師試験の実施	(医療政策課)	10
○道路の区域変更	(道路保全課)	11
○道路の供用開始	( 〃 )	11

### 公 告

○「統合仮想化基盤システム用サーバ機器等の賃貸借」に係る一般競争入札による落札者等の決定	(情報企画課)	11
○保安林の指定施業要件の変更に関する確定通知のあて所不明者に係る当該通知の掲示	(森林保全課)	12
○第二種特定鳥獣管理計画(ニホンジカ)の策定(変更)	(自然保護課)	12
○県営土地改良事業計画の変更	(農村計画課)	12
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(建築課)	12
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	( 〃 )	13
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	( 〃 )	13
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	( 〃 )	13
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	( 〃 )	13
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	( 〃 )	13
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	( 〃 )	14
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	( 〃 )	14
○肥料登録有効期間更新	(農業技術課)	14
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(建築課)	14
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	( 〃 )	15
○土地改良区定款変更の認可	(農村計画課)	15
○土地改良区清算人の退任	( 〃 )	15
○農用地利用配分計画の認可	(農地・農業振興課)	15
○農用地利用配分計画の認可	( 〃 )	16
○農用地利用配分計画の認可	( 〃 )	16

- 農用地利用配分計画の認可…………… (        //        ) 17
- 農用地利用配分計画の認可…………… (        //        ) 17
- 農用地利用配分計画の認可…………… (        //        ) 17
- 登 載 依 頼**
- 電話分析システム用サーバー式の保守を含む賃貸借に係る一  
般競争入札による落札者等の決定…………… (警察本部刑事企画課) 18
- 平成27年度第2回熊本県いじめ防止対策審議会の開催…………… (高校教育課) 18
- 平成27年度熊本県文化振興審議会の開催…………… (文化振興審議会) 18
- 有明海自動車航送船組合平成27年第2回定例会の招集  
…………… (有明海自動車航送船組合) 19

告 示

**熊本県告示第911号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

平成27年10月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
リアルビーホーム 荒尾市万田字宮ノ後924-7	NPO法人まちくらネットワーク熊本 熊本市北区兎谷2丁目3-20 中川 勝則	共同生活援助	平成27年11月1日

**熊本県告示第912号**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成27年10月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称 県少年自然の家鳥獣保護区
- 2 区域 宇城市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域境界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 760ヘクタール
- 4 存続期間 平成27年11月1日から平成37年10月31日まで
- 5 鳥獣保護区の保護に関する指針  
 県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、宇城市等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。  
 また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員による巡視活動等による適切な指導を行う。  
 なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

**熊本県告示第913号**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成27年10月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称 大岳鳥獣保護区
- 2 区域 宇城市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区

域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）

3 面積 625ヘクタール

4 存続期間 平成27年11月1日から平成37年10月31日まで

5 鳥獣保護区の保護に関する指針

県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、宇城市等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。

また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員による巡視活動等による適切な指導を行う。

なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

**熊本県告示第914号**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成27年10月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 名称 蛇ヶ谷鳥獣保護区

2 区域 玉名市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）

3 面積 20ヘクタール

4 存続期間 平成27年11月1日から平成37年10月31日まで

5 鳥獣保護区の保護に関する指針

県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、玉名市等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。

また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員による巡視活動等による適切な指導を行う。

なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

**熊本県告示第915号**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成27年10月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 名称 吉尾鳥獣保護区

2 区域 芦北町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）

3 面積 510ヘクタール

4 存続期間 平成27年11月1日から平成37年10月31日まで

5 鳥獣保護区の保護に関する指針

県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、芦北町等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。

また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員による巡視活動等による適切な指導を行う。

なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

**熊本県告示第916号**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項に

において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。  
平成27年10月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称 芦北鳥獣保護区
- 2 区域 芦北町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域境界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 1,700ヘクタール
- 4 存続期間 平成27年11月1日から平成37年10月31日まで
- 5 鳥獣保護区の保護に関する指針  
 県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、芦北町等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。  
 また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員による巡視活動等による適切な指導を行う。  
 なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第917号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。  
平成27年10月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称 市房鳥獣保護区
- 2 区域 水上村（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域境界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 1,146ヘクタール
- 4 存続期間 平成27年11月1日から平成37年10月31日まで
- 5 鳥獣保護区の保護に関する指針  
 県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、水上村等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。  
 また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員による巡視活動等による適切な指導を行う。  
 なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第918号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。  
平成27年10月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称 白髪岳鳥獣保護区
- 2 区域 あさぎり町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域境界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 1,790ヘクタール
- 4 存続期間 平成27年11月1日から平成37年10月31日まで
- 5 鳥獣保護区の保護に関する指針  
 県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、あさぎり町等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。  
 また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員による巡視活動等による適切な指導を行う。  
 なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第919号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。  
平成27年10月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称 大矢野鳥獣保護区
- 2 区域 上天草市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 1,100ヘクタール
- 4 存続期間 平成27年11月1日から平成37年10月31日まで
- 5 鳥獣保護区の保護に関する指針  
 県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、上天草市等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。  
 また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員による巡視活動等による適切な指導を行う。  
 なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第920号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。  
平成27年10月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称 十万山鳥獣保護区
- 2 区域 天草市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 1,200ヘクタール
- 4 存続期間 平成27年11月1日から平成37年10月31日まで
- 5 鳥獣保護区の保護に関する指針  
 県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、天草市等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。  
 また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員による巡視活動等による適切な指導を行う。  
 なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第921号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、鳥獣保護区特別保護地区を指定するので、同条第4項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。  
平成27年10月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称 白髪岳鳥獣保護区白髪岳特別保護地区
- 2 区域 あさぎり町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 150ヘクタール
- 4 存続期間 平成27年11月1日から平成37年10月31日まで
- 5 特別保護地区の保護に関する指針  
 県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、あさぎり町、熊本県鳥獣保護センター等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。  
 また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、特別保護地区の境界が明らかに

なるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員による巡視活動等による適切な指導を行う。  
 なお、特別保護地区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

**熊本県告示第922号**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、鳥獣保護区特別保護地区を指定するので、同条第4項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。  
 平成27年10月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称 市房鳥獣保護区市房特別保護地区
- 2 区域 水上村（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 56ヘクタール
- 4 存続期間 平成27年11月1日から平成37年10月31日まで
- 5 特別保護地区の保護に関する指針  
 県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、水上村、熊本県鳥獣保護センター等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。  
 また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、特別保護地区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員による巡視活動等による適切な指導を行う。  
 なお、特別保護地区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

**熊本県告示第923号**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により休猟区を指定し、併せて同法第14条第1項の規定により、当該休猟区の全部を第二種特定鳥獣（イノシシ及びニホンジカに限る。）の捕獲等を行うことができる区域に指定するので、同法第34条第3項（同法第14条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。  
 平成27年10月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称 木葉山休猟区
- 2 区域 玉名市、和水町及び玉東町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 1,580ヘクタール
- 4 存続期間 平成27年11月1日から平成30年10月31日まで

**熊本県告示第924号**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により休猟区を指定し、併せて同法第14条第1項の規定により、当該休猟区の全部を第二種特定鳥獣（イノシシ及びニホンジカに限る。）の捕獲等を行うことができる区域に指定するので、同法第34条第3項（同法第14条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。  
 平成27年10月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称 鹿央休猟区
- 2 区域 山鹿市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 1,413ヘクタール
- 4 存続期間 平成27年11月1日から平成30年10月31日まで

**熊本県告示第925号**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により休猟区を指定し、併せて同法第14条第1項の規定により、当該休猟区の全部を第二種特定鳥獣（イノシシ及びニホンジカに限る。）の捕獲等を行うこと

ができる区域に指定するので、同法第34条第3項（同法第14条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。  
平成27年10月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称 瀬田裏休猟区
- 2 区域 大津町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域境界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 1, 810ヘクタール
- 4 存続期間 平成27年11月1日から平成30年10月31日まで

**熊本県告示第926号**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により休猟区を指定し、併せて同法第14条第1項の規定により、当該休猟区の全部を第二種特定鳥獣（イノシシ及びニホンジカに限る。）の捕獲等を行うことができる区域に指定するので、同法第34条第3項（同法第14条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。  
平成27年10月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称 下切休猟区
- 2 区域 高森町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域境界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 1, 400ヘクタール
- 4 存続期間 平成27年11月1日から平成30年10月31日まで

**熊本県告示第927号**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により休猟区を指定し、併せて同法第14条第1項の規定により、当該休猟区の全部を第二種特定鳥獣（イノシシ及びニホンジカに限る。）の捕獲等を行うことができる区域に指定するので、同法第34条第3項（同法第14条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。  
平成27年10月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称 杉木休猟区
- 2 区域 山都町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域境界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 1, 240ヘクタール
- 4 存続期間 平成27年11月1日から平成30年10月31日まで

**熊本県告示第928号**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により休猟区を指定し、併せて同法第14条第1項の規定により、当該休猟区の全部を第二種特定鳥獣（イノシシ及びニホンジカに限る。）の捕獲等を行うことができる区域に指定するので、同法第34条第3項（同法第14条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。  
平成27年10月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称 万江休猟区
- 2 区域 山江村（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域境界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 1, 770ヘクタール
- 4 存続期間 平成27年11月1日から平成30年10月31日まで

**熊本県告示第929号**

平成25年10月25日熊本県告示第951号により告示した倉岳休猟区の区域全部を鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第1項の規定により第二種特定鳥獣（イノシシ及びニホンジカに限る。）の捕獲等を行うことができる区域に指定するので、同条第4項において読み替えて準用する同法第34条第3項の規定により告示する。  
平成27年10月30日

- 熊本県知事 蒲 島 郁 夫
- 1 区域 上天草市及び天草市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
  - 2 面積 1, 550ヘクタール
  - 3 存続期間 平成25年11月1日から平成28年10月31日まで

**熊本県告示第930号**

平成25年10月25日熊本県告示第952号により告示した田原休猟区の区域全部を鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第1項の規定により第二種特定鳥獣（イノシシ及びニホンジカに限る。）の捕獲等をすることをできる区域に指定するので、同条第4項において読み替えて準用する同法第34条第3項の規定により告示する。

平成27年10月30日

- 熊本県知事 蒲 島 郁 夫
- 1 区域 熊本市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
  - 2 面積 1, 070ヘクタール
  - 3 存続期間 平成25年11月1日から平成28年10月31日まで

**熊本県告示第931号**

平成26年10月28日熊本県告示第1029号により告示した筒ヶ岳休猟区の区域全部を鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第1項の規定により第二種特定鳥獣（イノシシ及びニホンジカに限る。）の捕獲等をすることをできる区域に指定するので、同条第4項において読み替えて準用する同法第34条第3項の規定により告示する。

平成27年10月30日

- 熊本県知事 蒲 島 郁 夫
- 1 区域 荒尾市、玉名市及び南関町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
  - 2 面積 1, 467ヘクタール
  - 3 存続期間 平成26年11月1日から平成29年10月31日まで

**熊本県告示第932号**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、特定猟具使用禁止区域を指定するので、同条第12項において読み替えて準用する同法第34条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成27年10月30日

- 熊本県知事 蒲 島 郁 夫
- 1 名称 鞍岳特定猟具（銃器）使用禁止区域
  - 2 区域 菊池市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
  - 3 面積 80ヘクタール
  - 4 存続期間 平成27年11月1日から平成37年10月31日まで
  - 5 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

**熊本県告示第933号**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、特定猟具使用禁止区域を指定するので、同条第12項において読み替えて準用する同法第34条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成27年10月30日

- 熊本県知事 蒲 島 郁 夫
- 1 名称 熊本港特定猟具（銃器）使用禁止区域
  - 2 区域 熊本市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
  - 3 面積 924ヘクタール
  - 4 存続期間 平成27年11月1日から平成37年10月31日まで
  - 5 禁止に係る特定猟具の種類 銃器



熊本県告示第934号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、特定猟具使用禁止区域を指定するので、同条第12項において読み替えて準用する同法第34条第3項の規定により次のとおり告示する。  
平成27年10月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称 城南特定猟具（銃器）使用禁止区域
- 2 区域 熊本市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域境界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 1,077ヘクタール
- 4 存続期間 平成27年11月1日から平成37年10月31日まで
- 5 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

熊本県告示第935号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。  
平成27年10月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
有限会社九州ライフサポート	デイサービスはっぴーらいふ瓜生田	人吉市下原田町字瓜生田228-2	平成27年10月21日	通所介護

熊本県告示第936号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条及び第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、公示する。  
平成27年10月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
有限会社九州ライフサポート	デイサービスはっぴーらいふ瓜生田	人吉市下原田町字瓜生田228-2	平成27年10月21日	介護予防通所介護

熊本県告示第937号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。  
平成27年10月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草市河浦町白木河内字登屋1432番1、1437番1
  - 2 指定の目的 土砂の流出の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字登屋1437番1（次の図に示す部分に限る。）
      - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
      - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第938号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成27年10月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 解除に係る保安林の所在場所 天草市五和町御領字大原田4695番1
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

熊本県告示第939号

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、平成27年度熊本県准看護師試験を次のように実施する。

平成27年10月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 試験日時 平成28年2月19日（金）午後1時30分から午後4時まで
- 2 試験場所 公立大学法人熊本県立大学（熊本市東区月出三丁目1番100号）
- 3 試験科目 人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護
- 4 受験資格
  - 次のいずれかに該当する者であること。
    - (1) 保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部省・厚生省令第1号。以下「省令」という。）で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者（平成28年3月までに修業する見込みの者を含む。）
    - (2) 省令で定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（平成28年3月までに卒業する見込みの者を含む。）
    - (3) 省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。）において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者（平成28年3月までに卒業する見込みの者を含む。）
    - (4) 省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（平成28年3月までに修業する見込みの者を含む。）
    - (5) 省令で定める基準に適合するものとして、都道府県知事の指定した看護師養成所を卒業した者（平成28年3月までに卒業する見込みの者を含む。）
    - (6) 外国の看護師の業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が(3)から(5)までに掲げる者と同年以上の知識及び技能を有すると認めたもの
    - (7) 外国の看護師の業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、(6)に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が適当と認めたもの
- 5 受験手続
  - (1) 提出書類
    - ア 受験願書（熊本県所定のもの）
    - 写真（試験申込み前6か月以内に脱帽して正面から撮影した縦6センチメートル、横4センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載したものを所定の欄に貼ること。  
なお、写真の提出に当っては、現に在籍し、又は卒業した4の(1)から(5)までの養成所等の長、又は熊本県健康福祉部健康局医療政策課において、写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受け、写真票への照合印、及び写真に刻印、若しくは割印を受けること。
    - イ 受験資格を有することを証明する書類
      - (ア) 4の(1)から(5)までのいずれかに該当する者 卒業（修業）証明書。ただし、平成28年3月までの卒業（修業）予定者は、卒業（修業）見込証明書とする。
      - (イ) 4の(6)に該当する者 厚生労働大臣が交付した看護師国家試験受験資格認定書の原本持参のうえ写しを提出
      - (ウ) 4の(7)に該当する者 都道府県知事が交付した准看護師試験受験資格認定書の原本持参のうえ写しを提出
    - ウ 返信用封筒  
長形3号（12.0センチメートル×23.5センチメートル）の返信用封筒に

- 宛先及び郵便番号を明記し、82円分の切手を貼付すること。ただし、一括申込みの場合は、返信用封筒に受験票の郵送に必要な額の切手を貼ること。
- (2) 受験手数料  
6,900円（熊本県収入証紙によること。）
  - (3) 受付期間  
平成28年1月4日（月）から同月12日（火）まで（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで
  - (4) 提出先  
熊本県健康福祉部健康局医療政策課看護班  
郵便番号862-8570 熊本中央区水前寺六丁目18番1号
- 6 合格者の発表  
平成28年3月16日（水）午前10時に県庁行政棟本館1階県民ホール及び県内各保健所（熊本市保健所を除く。）に合格者の受験番号を掲示するほか、熊本県ホームページに掲載するとともに、合格者には郵送等により通知する。  
なお、電話による試験結果の問合せには、応じない。
- 7 問合せ先  
熊本県健康福祉部健康局医療政策課看護班  
電話 096-333-2206

**熊本県告示第940号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。  
その関係図面は、平成27年10月30日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。  
平成27年10月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	266号	宇城市三角町波多字姥ヶ崎 2927番1地先から 同所 2927番1地先まで	前	10.0 ～ 12.5	19.6	災害復旧
			後	10.0 ～ 22.7		

2 区域を変更する期日 平成27年10月30日

**熊本県告示第941号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。  
その関係図面は、平成27年10月30日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。  
平成27年10月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	河内矢部線	上益城郡山都町大字川口字木明寺 54番1地先から 上益城郡山都町大字川口字円明寺 954番2地先まで	164.0	単道改

2 供用を開始する期日 平成27年10月30日

**公 告**

熊本県公告第692号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特定政令」という。）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定により、次のとおり公示する。

平成27年10月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
統合仮想化基盤システム用サーバ機器等の賃貸借一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
熊本県企画振興部交通政策・情報局情報企画課業務システム改革支援班  
郵便番号862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成27年7月7日
- 4 落札者の氏名及び住所  
日立キャピタル株式会社 九州法人支店  
福岡県福岡市博多区店屋町1-35
- 5 落札金額（月額）  
1,458,000円（うち消費税及び地方消費税の額108,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日  
平成27年5月26日

#### 熊本県公告第693号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を山鹿市役所に掲示する。

平成27年10月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 所在の不明な者の氏名  
井上 五郎、小原 孝義、浦本 昭子、中満 祐一
- 2 通知の趣旨  
(1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知があったこと。  
(2) 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成27年7月27日付け農林水産省告示第1895号による。

#### 熊本県公告第694号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条の2第1項の規定により定めた第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）（平成27年5月29日から平成29年3月31日まで）を変更したので、同条第3項において準用する同法第4条第5項の規定により公表し、同計画の内容について熊本県環境生活部環境局自然保護課及び各広域本部地域振興局農林部林務（森林保全）課において一般の縦覧に供する。

平成27年10月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

#### 熊本県公告第695号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営東門寺地区土地改良事業（農用地の保全）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

- 1 この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成27年10月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称  
変更後の県営東門寺地区土地改良事業（農用地の保全）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成27年11月2日から平成27年12月1日まで
- 3 縦覧場所  
熊本市役所

#### 熊本県公告第696号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成27年10月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市須屋字東畑2872番2、同2872番4及び里道の一部  
3,578.85平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
熊本市東区下江津五丁目13番12号  
株式会社熊本不動産ネット

#### 熊本県公告第697号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成27年10月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市御代志字上野1445番1  
467.61平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
合志市須屋2541番1 AUBE.C201  
内原 淳貴

#### 熊本県公告第698号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成27年10月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市御代志字上野1445番3及び同1446番2  
496.97平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
合志市須屋1907番7  
猪股 大志

#### 熊本県公告第699号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成27年10月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市御代志字蛙石1874番4  
412.11平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
菊池郡大津町大字新281番地 コンフォートレジデンスII201号  
藤崎 有人、藤崎 麻理子

#### 熊本県公告第700号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成27年10月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市須屋字島田52番1の一部、同52番5、同52番6、同72番1、同73番1、同82番1、同82番6、同84番1、同84番6、同84番7及び水路の一部  
18,131.35平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
熊本市東区尾ノ上一丁目5番20号  
株式会社南栄開発

#### 熊本県公告第701号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する

る工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成27年10月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市竹迫字鶴2020番  
2,056.53平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)  
熊本市北区清水岩倉二丁目2番10号  
城山ハウジング有限会社

**熊本県公告第702号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成27年10月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
上益城郡益城町大字広崎字古閑久保1583番2及び同1583番5  
1,937.00平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)  
上益城郡益城町広崎1592番23号  
アクセス出版株式会社

**熊本県公告第703号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成27年10月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
上益城郡益城町大字小谷59番4及び同60番1  
465.13平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)  
上益城郡益城町大字小谷545番地  
吉川 豊人

**熊本県公告第704号**

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。  
平成27年10月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
熊本県肥第1379号	炭酸カルシウム肥料	20.0炭酸苦土石灰	アルカリ分:55.0 可溶性苦土:20.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	白雲石工業株式会社 兵庫県尼崎市元浜町四丁目78番地	平成33年11月9日
熊本県肥第1380号	炭酸カルシウム肥料	20.0粒状炭酸苦土石灰(マグサン20)	アルカリ分:55.0 可溶性苦土:20.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	白雲石工業株式会社 兵庫県尼崎市元浜町四丁目78番地	平成33年11月9日

**熊本県公告第705号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する

る工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成27年10月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市竹迫字南通1440番、同1444番2、同1444番3、同1446番1、  
同1476番2及び同1476番4  
36, 838.51平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)  
熊本市北区武蔵ヶ丘九丁目5番76号  
株式会社 星山商店

**熊本県公告第706号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成27年10月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡菊陽町大字原水字向原967番3  
503.02平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)  
菊池郡菊陽町大字原水2138番地8  
菊陽町駅前区

**熊本県公告第707号**

菊池郡大津町に事務所を置く護川土地改良区理事長永田光雄から平成27年10月2日付けで申請のあった定款の変更については、平成27年10月22日付けで認可したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第3項の規定により公告する。  
平成27年10月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県公告第708号**

土地改良法(昭和24年法律第195号)第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により平成27年4月3日付けで解散を認可した鹿北土地改良区の清算人が次のとおり退任した旨の届出があったので、同法第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により公告する。  
平成27年10月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

氏 名	住 所
西牟田 長	山鹿市鹿北町岩野223番地1
酒井 壽	山鹿市鹿北町芋生3462番地3
井上 藤一郎	山鹿市鹿北町芋生2351番地2
井上 雄介	山鹿市鹿北町芋生1262番地
白木 斎	山鹿市鹿北町芋生3634番地
一法師 淳史	山鹿市鹿北町多久1835番地
藤本 信明	山鹿市鹿北町多久1504番地
深牧 博義	山鹿市鹿北町椎持2184番地
河内 源太郎	山鹿市鹿北町椎持111番地
堤 雄一	山鹿市鹿北町岩野4491番地3

**熊本県公告第709号**

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。  
平成27年10月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	

的射場 洋一	球磨郡あさぎり町免田西	球磨郡あさぎり町免田西字永才133番ほか4筆
東 吉次郎	人吉市東間上町	球磨郡錦町大字木上西字知敷原7番23
株式会社アグリ日奈久	八代市日奈久新開町	八代市平山新町字東一艘取2747番ほか1筆
中村 幸雄	八代市昭和明徴町	八代市昭和明徴町字創造804番1ほか1筆
上野 秋夫	八代市郡築二番町	八代市郡築二番町67番1ほか6筆
平川 和人	八代郡氷川町網道	八代郡氷川町鹿野字式七番割1022番ほか2筆
永田 裕二	八代郡氷川町網道	八代郡氷川町網道字式九番割416番
井戸 智教	八代郡氷川町鹿島	八代郡氷川町鹿島字丁境1128番ほか1筆
有限会社TAT EISHI	八代郡氷川町島地	八代郡氷川町野津字西大鳥2561番ほか8筆

2 認可年月日  
平成27年10月23日

**熊本県公告第710号**

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成27年10月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
白石 公則	阿蘇郡高森町大字上色見	阿蘇郡高森町大字高森字龜原2749番ほか1筆
西岡 千秋	上益城郡嘉島町下六嘉	上益城郡嘉島町大字鯉字惣水町513番ほか4筆
本田農場有限会社	上益城郡甲佐町白旗	上益城郡甲佐町大字白旗字元白旗第二1920番5
農事組合法人元白旗	上益城郡甲佐町白旗	上益城郡甲佐町大字白旗字元白旗第二1864番3ほか2筆
農事組合法人津志田	上益城郡甲佐町津志田	上益城郡甲佐町大字津志田字宮下2225番ほか1筆
石本 毅浩	上益城郡甲佐町津志田	上益城郡甲佐町大字津志田字池田2092番ほか1筆

2 認可年月日  
平成27年10月23日

**熊本県公告第711号**

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成27年10月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
荒木 英勝	阿蘇市竹原	阿蘇市竹原字原ノ川128番ほか1筆
荒木 英勝	阿蘇市竹原	阿蘇市西町字北荷内原976番ほか4筆
立石 翼	阿蘇市黒川	阿蘇市乙姫字葦漕川604番ほか4筆



2 認可年月日  
平成27年10月23日

**熊本県公告第712号**

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成27年10月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
中村 隆史	球磨郡相良村深水	球磨郡相良村大字深水字宮ノ前1982番ほか2筆
内元 幸一郎	球磨郡相良村川辺	球磨郡相良村大字深水字田ノ下1703番ほか4筆
宮本 洋一	熊本市南区城南町宮地	熊本市南区城南町宮地字鬼熊637番1

2 認可年月日  
平成27年10月23日

**熊本県公告第713号**

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成27年10月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
村上 隆之	玉名市天水町小天	玉名市天水町小天字東大刈6409番23ほか2筆
岩村 一盛	玉名市伊倉南方	玉名市伊倉北方字明神ノ元37番3ほか5筆
岩村 一盛	玉名市伊倉南方	玉名市伊倉南方字前牟田1123番1
株式会社中道ファーム	玉名市横島町大園	玉名市横島町大園字田中137番
有限会社ヴェジ・ファーム	熊本市西区河内町船津	玉名市横島町横島字九番開東割一ノ切8985番4ほか1筆
林田 学	玉名市横島町横島	玉名市横島町横島字神崎尻10295番1
二ノ文 陽一	菊池郡菊陽町曲手	菊池郡菊陽町大字久保田字佐渡原1781番ほか1筆

2 認可年月日  
平成27年10月23日

**熊本県公告第714号**

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成27年10月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
高宮 隆俊	菊池市森北	菊池市赤星字宮ノ前136番ほか8筆
吉田 諭	菊池市出田	菊池市出田字中ノ坪163番

- 2 認可年月日  
平成27年10月27日

**登載依頼****熊本県警察本部公告第57号**

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定により、次のとおり公告する。  
平成27年10月30日

熊本県警察本部長 後 藤 和 宏

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
電話分析システム用サーバ一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県警察本部刑事部刑事企画課
- 3 落札者を決定した日  
平成27年9月15日
- 4 落札者の名称及び所在地  
NECキャピタルソリューション株式会社熊本営業所  
熊本市中央区水道町8番6号
- 5 落札金額(月額)  
918,000円（うち消費税及び地方消費税の額68,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日  
平成27年8月4日

**熊本県いじめ防止対策審議会公告第2号**

平成27年度第2回熊本県いじめ防止対策審議会の会議を次のとおり開催します。  
なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおりです。  
平成27年10月30日

熊本県いじめ防止対策審議会会長 吉 田 道 雄

- 1 開催日時  
平成27年11月4日（水）  
午前9時30分から午前11時30分まで
- 2 開催場所  
ホテル熊本テルサ2階「ひばり」
- 3 議事  
「熊本県いじめ防止基本方針の見直し案（最終案）について」
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会議場において、審議会事務局の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。  
(2) 傍聴希望者が、10人を超えた場合は、抽選を行う。
- 6 問い合わせ先  
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県教育庁教育指導局高校教育課いじめ防止対策班  
(電話096-333-2720)

**熊本県文化振興審議会公告第1号**

平成27年度熊本県文化振興審議会の会議を次のとおり開催する。  
平成27年10月30日

熊本県文化振興審議会

- 1 開催日時  
平成27年11月6日（金）  
午前10時から正午まで（予定）
- 2 開催場所  
熊本市中央区水前寺6丁目18番1号  
熊本県庁行政棟本館 5階 審議会室
- 3 議題

- (1) 平成27年度県の文化振興施策について（報告）
  - (2) 第26回「くまもと県民文化賞」受賞候補者の選考について
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続き
- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
  - (2) 傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先  
熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号  
熊本県文化振興審議会事務局（熊本県企画振興部地域・文化振興局文化企画・世界遺産推進課）  
（電話096-333-2154）
- 

**有明海自動車航送船組合告示第3号**

有明海自動車航送船組合議会平成27年第2回定例会を平成27年11月10日午前10時熊本市に招集する。  
平成27年10月30日

有明海自動車航送船組合  
管理者 川崎 邦宏